



熊本県公報

第12700号

平成30年2月27日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 2
- 生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止……………(社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定……………() 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の変更……………() 3
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(高齢者支援課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………() 4
- 有害興行の指定……………(くらしの安全推進課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………(高齢者支援課) 5
- 漁船保険付保義務の消滅(登立加入区、水俣市加入区)……………(団体支援課) 5
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………() 5
- 八代都市計画下水道事業八代公共下水道の事業計画変更認可……………(下水環境課) 6
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 6
- 道路の区域変更……………() 6

公 告

- 熊本都市計画地区計画(上島蔵園地区計画)の決定……………(都市計画課) 7
- 熊本都市計画地区計画(鯨中島地区計画)の決定……………() 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 7
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画課) 7
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 8
- 農用地利用配分計画の認可……………() 10
- 農用地利用配分計画の認可……………() 10
- 農用地利用配分計画の認可……………() 11
- 農用地利用配分計画の認可……………() 11
- 農用地利用配分計画の認可……………() 12
- 農用地利用配分計画の認可……………() 13
- 農用地利用配分計画の認可……………() 14
- 農用地利用配分計画の認可……………() 14

登 載 依 頼

- 平成29年度くまもと文学・歴史館協議会の開催……………(くまもと文学・歴史館協議会) 14
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催……………(個人情報保護制度審議会事務局) 15
- 熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………(選挙管理委員会) 15
- 熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………(議会事務局) 16

正 誤

- 平成29年9月22日付け熊本県告示第834号(平成29年熊本県地価調査基準地の価格の判定)中……………(地域振興課) 16

告 示

熊本県告示第138号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称 及び所在地	事業者の名称、主たる 事務所の所在地及び 代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
のぞみクラブ 人吉市中青井町 292-4	合同会社望光 人吉市中青井町29 2-4 福島 伸也	平成30年2 月6日	435060 0138	指定児童発 達支援

熊本県告示第139号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字中浦1839番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中浦1839番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第140号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 皆元地区（その2）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元212番、212番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 外村地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字外村1576番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1576番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 門出地区（その2）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字門出583番1、583番3、584番3、586番12、584番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、583番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 滝地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字滝2355番、2356番、2401番、2408番1、2408番2、2409番、2409番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、2356番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、2408番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、2401番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
阿蘇郡西原村大字河原字滝ノ上3373番、3374番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、3373番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、3373番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったの

で、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
磯田 直己	いそだ整骨院	八代市錦町4番地1 1 錦アパート1階	平成30年1月1 0日

熊本県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉住 優二	きくよう整骨院	菊池郡菊陽町津久礼 2 3 4 9 - 1	平成29年11月 1 6日
長尾 洋志	きくよう整骨院	菊池郡菊陽町津久礼 2 3 4 9 - 1	平成29年11月 2 2日
松本 真	きずな整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森 5 - 1 0 - 1	平成29年11月 2 8日
林 大介	きずな整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森 5 - 1 0 - 1	平成29年11月 2 8日
磯田 直己	いそだ整骨院大手町院	八代市大手町1 - 7 - 2 2	平成30年1月1 1日
岡部 宏	いそだ整骨院錦町院	八代市錦町4番地1 1 錦アパート1階	平成30年1月1 1日

熊本県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
梅井 健五	施術所の名称		平成29年6月2 0日
	ひまわり整骨鍼灸院	ひまわり整骨院	
	施術所の所在地		
福山 純平	菊池郡大津町室7 4 4 - 1	菊池郡大津町室1 3 7	平成29年6月2 0日
	施術所の名称		
	ひまわり整骨鍼灸院	ひまわり整骨院	
施術所の所在地			
	菊池郡大津町室7 4 4 - 1	菊池郡大津町室1 3 7	

(はり師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
梅井 健五	施術所の名称		平成29年6月20日
	ひまわり整骨鍼灸院	ひまわり整骨院	
	施術所の所在地		
	菊池郡大津町室74-4-1	菊池郡大津町室137	

(きゅう師)

施術者の氏名	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
梅井 健五	施術所の名称		平成29年6月20日
	ひまわり整骨鍼灸院	ひまわり整骨院	
	施術所の所在地		
	菊池郡大津町室74-4-1	菊池郡大津町室137	

熊本県告示第144号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
伊藤医院 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	医療法人 藤杏会	平成30年2月28日	介護療養型医療施設

熊本県告示第145号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人健康成会 熊本市南区御幸笛田6丁目6番70号	小規模多機能ハウス ほか 熊本市南区御幸笛田6丁目6番88号	431100338	平成30年2月16日	小規模多機能型居宅介護
社会福祉法人健康成会 熊本市南区御幸笛田6丁目6番70号	グループホーム ほか 熊本市南区御幸笛田6丁目6番88号	431100339	平成30年2月16日	認知症対応型共同生活介護

熊本県告示第146号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年2月19日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	私の妻を抱いてください（新東宝映画） 大阪お天気娘 半熟美尻コテ返し！（オーピー） ロシア義母 湯上り浴衣美人（新日本映像） 来訪者X 痴女遊技（オーピー） 美人銀行員を狙え 異常レイプ（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第147号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人健康成会 熊本市南区御幸 笛田6丁目6番 70号	小規模多機能ハウス ほがらか 熊本市南区御幸 笛田6丁目6番88 号	431100338	平成30年2 月16日	小規模多機能型 居宅介護
社会福祉法人健康成会 熊本市南区御幸 笛田6丁目6番 70号	グループホームほがらか 熊本市南区御幸 笛田6丁目6番88 号	431100339	平成30年2 月16日	認知症対応型 共同生活介護

熊本県告示第148号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年2月25日熊本県告示第127号で公示した登立加入区及び水俣市加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年2月24日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高野台	南阿蘇村河陽	別図1のとおり	地滑り
火の鳥	南阿蘇村長野	別図2のとおり	地滑り
大切畑	西原村小森	別図3のとおり	地滑り

（別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第150号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1

項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東長浜地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱13号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
13	宇土市	長浜町字東	384-2
14	〃	〃	384-2
15	〃	長浜町字亀迫	1207-1
16	〃	〃	1207-1
17	〃	〃	1207-1
18	〃	長浜町字東	385-2

熊本県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月2日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号、平成24年熊本県告示第386号及び平成28年熊本県告示第123号の事業地のうち、上日置町、西宮町、宮地町、上片町及び東片町において事業地を変更し、同事業地に妙見町を加える。

熊本県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町大字西照寺字備中田 200番1地先から 玉名市岱明町大字西照寺字口ノ坪 430番1地先まで	前	5.6 ～ 14.2	492.9	防交
			後	11.0 ～ 20.8		

- 2 区域を変更する期日 平成30年2月27日

熊本県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠 1784番地先から 同所 1773番地先まで	前	7.0 ～ 11.6	72.5	防安交
			後	8.7 ～ 30.8		

2 区域を変更する期日 平成30年2月27日

公 告

熊本県公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画（上島蔵園地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画（鯉中島地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字中島985番2の一部、同985番3
456.88平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上仲間58番地
松井 弥内

熊本県公告第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営七浦地区（梅ノ木迫工区・小田浦工区・大尼田工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営七浦地区（梅ノ木迫工区・小田浦工区・大尼田工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年2月28日から平成30年3月28日まで
- 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第119号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 学	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1504番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田30番3〕
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1463番1 ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田45番1〕
上野 廣喜	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1547番ほ か3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田21番5〕
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1578番2 ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田59番1ほか 1筆〕
島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1580番1 ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田30番2〕
小川 信孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1358番ほ か6筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田53番3ほか 2筆〕
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町大野下字北鶴立1557番 3ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田12番ほか1 筆〕
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1493番ほ か10筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田31番2ほか 2筆〕
児玉 直美	玉名郡長洲町折崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1460番1 ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田42番ほか1 筆〕
植田 秀隆	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下964番1 ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田58番1〕
寫野 司	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1491番ほ か5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田6番ほか3筆〕

鳶野 正利	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1507番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田31番1〕
島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1503番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田56番3〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1482番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田9番ほか3筆〕
嶋村 康則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1516番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田23番〕
嶋村 康則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1470番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田38番〕
杉浦 健一	玉名郡長洲町折崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1449番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田41番〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1581番1ほか3筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田1番1ほか1筆〕
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1670番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田45番2〕
土本 倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1472番1ほか7筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田40番ほか1筆〕
田中 正美	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1578番1ほか6筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田8番〕
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1416番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田56番2ほか2筆〕
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1442番ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田32番1ほか1筆〕
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1629番2ほか4筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田60番ほか1筆〕

米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1660番ほか8筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田47番ほか1筆〕
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鶴立1340番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田52番1ほか1筆〕
美崎 毅	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1411番ほか5筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田51番〕
美崎 毅	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1515番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字下牟田30番1〕
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1542番ほか1筆 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田57番1ほか1筆〕
村上 善孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1403番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田52番2〕
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1681番 〔一時利用地 玉名市岱明町大野下字牟田58番2〕
米田 良人	玉名市岱明町中土	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1446番1 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字堀牟田46番2〕

2 認可年月日
平成30年2月20日

熊本県公告第120号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟281番
ひかり農園株式会社	宇城市三角町波多	下益城郡美里町堅志田字下原407番1ほか2筆
鋤先 幸司	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町高塚字新城426番1ほか35筆
吉川 一寿	八代市千丁町吉王丸	八代郡氷川町網道字参五番割552番ほか1筆

2 認可年月日
平成30年2月20日

熊本県公告第121号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字石安197番 ほか3筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字古宮361番 1ほか2筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字三十六981 番ほか5筆
沖 徹信	上益城郡御船町高木	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一37 0番1ほか2筆
片瀬 健太	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原南字齊堂原780 番
平川 雄介	球磨郡あさぎり町須恵	球磨郡あさぎり町須恵字阿蘇2678番 1ほか7筆
稲葉 英則	球磨郡あさぎり町上南	球磨郡あさぎり町上南字上山田3570 番1ほか1筆
株式会社あさぎり農園	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町上北字ヌメリ川234 0番78ほか2筆
株式会社あさぎり農園	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町上北字ヌメリ川234 0番80ほか1筆
田中 弘幸	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字本目3265 番1ほか1筆
桑原 大樹	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本963 番
北川 勝人	球磨郡あさぎり町須恵	球磨郡あさぎり町須恵字阿蘇2716番 1ほか2筆
椎葉 智章	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田547 番2
株式会社肥後相良ファーム	球磨郡相良村四浦東	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3262番 1ほか3筆

2 認可年月日

平成30年2月20日

熊本県公告第122号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字堀川口516 番1ほか10筆
小山 泰世	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字極領3859番1
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字堀川口528 番1ほか8筆

2 認可年月日

平成30年2月23日

熊本県公告第123号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字村ノ前656番1ほか15筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字大道987番1ほか15筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字中津井1887番ほか9筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字白地39番ほか2筆

2 認可年月日

平成30年2月23日

熊本県公告第124号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市小島字前田39番1ほか2筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字大堀595番3ほか4筆
株式会社1st	玉名市川部田	玉名市両迫間字前田33番1ほか2筆
株式会社1st	玉名市川部田	玉名市下字江ノ口926番ほか1筆
樫原 美智也	玉名市岱明町浜田	玉名市岱明町高道字城ノ下256番
小澤 一二	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎尻10128番1
株式会社大家ファーム	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎尻10136番1
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田59番ほか1筆
小川 一昭	玉名市天水町竹崎	玉名市天水町竹崎字山下900番ほか1筆
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市川島字大塘413番39ほか5筆
齋城 大治郎	玉名郡南関町小原	玉名郡南関町大字豊永字出口3425番1ほか3筆
入請舛 憲市	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下2126番5ほか2筆
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下2121番2ほか3筆
甲斐 義朗	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字作畑3578番ほか8筆
岡松 賢一	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字駄飼塚2197番5ほか2筆

伊藤 保次	上益城郡山都町目丸	上益城郡山都町津留字東前田65番ほか12筆
中村 家継	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町入佐字池田3155番ほか3筆
中村 家継	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町城平字東作田2344番1ほか5筆
中村 家継	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町城平字坂口1269番ほか10筆
藤本 盛弘	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中高楠5668番ほか2筆
寒川 和行	水俣市中鶴	水俣市古里字日添810番1
本井 勇吉	水俣市古里	水俣市古里字日添790番1ほか3筆
一村 満治	葦北郡芦北町市野瀬	葦北郡芦北町大字田川字下年ノ神359番1ほか2筆
長野 夕帆	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字浅井田276番ほか1筆
田端 哲郎	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字長傳寺758番ほか2筆
株式会社田浦牧場	葦北郡芦北町古石	葦北郡芦北町大字古石字古田851番44ほか16筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丁字永野原2557番
平野 直美	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字下古里168番1

2 認可年月日
平成30年2月23日

熊本県公告第125号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社松岡グリーンファーム山都	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字風ノ木4666番
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久大坪町字東碓江96番6ほか4筆
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手東割82番2ほか2筆
吉川 一寿	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町吉王丸字北大老毛568番1
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字龍宮728番1ほか1筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字上小手5799番1ほか2筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字釜平7023番1ほか6筆
山下 順治	天草市本町下河内	天草市本町本字前原643番2ほか2筆

2 認可年月日
平成30年2月23日

熊本県公告第126号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町中分田字木浦60番6ほか60筆
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町中分田字楠田100番16ほか1筆
小材 一矢	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字牟田2763番
古閑 翔一朗	菊池市七城町甲佐町	菊池市西寺字島ノ本614番ほか6筆
渡辺 智一	菊池市七城町清水	菊池市七城町高田字石原町12番2ほか9筆
富田 親由	菊池市七城町高田	菊池市七城町辺田字上鶴424番1ほか7筆
後藤 敬一	菊池市原	菊池市重味字桑木鶴2882番1ほか1筆
中川 勝博	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の前575番ほか1筆

2 認可年月日

平成30年2月23日

熊本県公告第127号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年2月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟186番2ほか10筆
中山 ひとみ	宇土市城塚町	宇土市走潟町字走潟219番1
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下940番ほか3筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字東畑305番3ほか71筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4563番ほか2筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字下釜4854番

2 認可年月日

平成30年2月27日

登載依頼

くまもと文学・歴史館協議会公告第1号

平成29年度くまもと文学・歴史館協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成30年2月27日

くまもと文学・歴史館協議会

1 開催日時

- 平成30年3月5日(月)
- 午後2時から2時間程度
- 2 開催場所
熊本市中央区出水2丁目5番1号
熊本県立図書館3階大研修室
- 3 議題
(1) 平成29年度事業報告
(2) 平成30年度事業計画案について
(3) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区出水2丁目5番1号
熊本県立図書館学芸調査課
(電話 096-384-5000)

熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成30年2月27日

熊本県個人情報保護制度審議会長

- 1 日時
平成30年3月6日(火)
午後1時30分から午後3時30分まで(予定)
- 2 会場
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事概要
(1) 要配慮個人情報の収集制限の例外について(諮問)
(2) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)
(電話096-333-2068)

熊本県選挙管理委員会告示第5号

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成30年2月27日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。
(条例第2条第4号の実施機関が定める記述等)

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう

精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この規程は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県議会告示第1号

熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月27日

熊本県議会議長 岩 下 栄 一

熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成18年熊本県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう

精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

附 則

この規程は、告示の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

正 誤

平成29年9月22日熊本県告示第834号（平成29年熊本県地価調査基準地の価格の判定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
36	(60, 150)	(60, 200)